

「スーパーシティ・オープンラボ」規約

令和元年8月28日
内閣府地方創生推進事務局

(名称)

第1条 本組織は、「スーパーシティ・オープンラボ」と称する。

(目的)

第2条 スーパーシティ・オープンラボは、「スーパーシティ」構想（以下「スーパーシティ」という）の実現に必要な技術・ノウハウ・その他知見を持つ事業者等の中で、その知見を幅広く収集・共有し、同構想の実現に関する知識基盤の構築を図るとともに、スーパーシティの実現に取り組む地域の関係者に対し、蓄積した知見を、積極的に提供することを目的とする。

(活動内容)

第3条 スーパーシティ・オープンラボは、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

(1) SNSを通じた情報の発信

スーパーシティの実現に必要な技術・ノウハウ・その他知見に関し、オープンラボの会員となった事業者等から投稿を得て、インターネット上にSNSコミュニティを立ち上げ、情報の発信を行う。

(2) ホームページを通じた情報の発信

SNSを通じて発信・提供された、スーパーシティに関する知見を、効果的に編集し、ホームページを通じて、インターネット上で情報の発信を行う。

(3) 交流会等の実施

会員間及びスーパーシティに取り組む関係者間における交流会等を実施し、知見の共有と蓄積の加速を目指す。

(4) その他、スーパーシティの実現に資する活動を行う。

(事務局)

第4条 スーパーシティ・オープンラボの事務局は、内閣府地方創生推進事務局（以下「事務局」という）とする。同事務局は、会員の入退会の管理を含め、必要な庶務・管理を行う。

(会員)

第5条 スーパーシティ・オープンラボは、スーパーシティの実現に必要な技術・ノウハウ・その他知見を有し、積極的に他者に発信する意欲のある企業・団体により組織する。

2. スーパーシティ・オープンラボに入会しようとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出する。

3. スーパーシティ・オープンラボを退会しようとする会員は、その旨を事務局に申し出るものと

する。

4. 会員が本規約に違反したとき、スーパーシティ・オープンラボの名誉を棄損する行為があったとき、会員間又は事務局において不適切と考えられる発信を行う等、除名すべき正当な事由があるときは、事務局は、当該会員を除名することができる。

(情報の発信)

第6条 スーパーシティ・オープンラボにて行う情報の発信は、会員の自らの責任の下で、公開可能な、スーパーシティの実現に必要な技術及び取組等に関する情報について、事務局の指定する媒体における発信を行うものとする。

2. 情報の発信に際しては、下記を順守することとする。

- (1) 金銭の授受を伴う個別の営業活動は行ってはならない。
- (2) 事務局において不適切と認められる発信があった場合は、事務局の要請に応じ、必要な削除又は訂正を行うものとする。
- (3) 会員は、自らの責任において、発信する情報を事務局に依頼するものとし、情報の発信に当たっては、第三者の知的財産権その他の一切の権利を侵害するものでないことを保証するものとする。
- (4) 会員の情報発信により生じた損害その他の不利益について、スーパーシティ・オープンラボ及び事務局は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 会員は、会員の情報の発信に伴い生じた損害その他の不利益について、発信した会員の費用及び責任において一切の解決を図るとともに、スーパーシティ・オープンラボ及びその事務局に対して賠償、補償その他一切の請求を行わないものとする。
- (6) 上記の他、その他必要な事項は、事務局が定めることができることとし、会員はそれに従うものとする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この規約は、スーパーシティ・オープンラボの設立の日から施行する。